

令和6年3月25日 開 会

令和6年3月25日 閉 会

第 10 回 総 会 議 事 録

十 日 町 市 農 業 委 員 会

第10回十日町市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月25日（月）午後2時00分から午後3時04分
2. 開催場所 十日町市役所 保健センター 3階 集団指導室

3. 出席委員

①農業委員 24名

会 長 8番 村山 隆義
 会長職務代理 7番 古高 悟

1番 南雲 正隆	9番 田村 実義	15番 佐藤 三代治	21番 根津 徳男
2番 村越 益男	10番 村山 浩一	16番 児玉 芳洋	22番 福嶋 恭子
3番 樋口 則雄	11番 近藤 元	17番 樋口 正州	23番 村山 太郎
4番 富井 公一	12番 高橋 清一	18番 北村 公太郎	24番 吉楽 広志
5番 岩田 稔	13番 佐野 幸男	19番 菅井 太一	
6番 長谷川 東	14番 高橋 松雄	20番 若井 君男	

欠席委員

②推進委員（招集委員 21名）

1番 庭野 誠一	10番 小林 勉	19番 藏品 茂昭	31番 相澤 成一
2番 真霜 賢一	11番 小海 雅秀	20番 内山 浩樹	
	12番 上村 晴彦	21番 高橋 勝久	33番 江口 隆雄
6番 池田 征一	14番 金澤 拓男	25番 山本 久	
	15番 小海 輝忠		
	18番 高橋 勝則	27番 吉楽 一馬	

欠席委員 4番 徳永 稔、7番 宮内 隆和、9番 綱 大介、26番 鈴木 幸榮、
 32番 村山 幸夫

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員選出

日程第2 農地法等の規定に基づく報告について

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について（12件）
- 報告第2号 農地転用事実確認願いについて（1件）
- 報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて（3件）
- 報告第4号 農用地利用集積等促進計画について（9件）

日程第3 農地法の規定による許可申請処理について

議案第1号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について (4件)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (14件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)

日程第4 十日町市農用地利用集積計画について

議案第4号 十日町市農用地利用集積計画について

- ・取り消し (1件)
- ・新規 (76件)
- ・農地利用集積計画一括方式 (14件)
- ・再設定 (58件)

日程第5 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

その他

5. 農業委員会事務局職員

本局局長	富井 悟	中里事務所主査	上村 知誉
本局農地係長	柳 秀人	松代事務所主事	柳 裕子
本局主任	田村 聡子	松之山事務所主査	高橋 松由
川西事務所主任	佐藤芽久実		

6. 会議の内容

別紙の通り

6. 会議の内容

村山議長 それでは、これより第10回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、皆さん全員おそろいですので、24名出席でございます。在任委員の全員出席でありますので、第10回総会が成立することを宣言いたします。

次に、日程第1の議事録署名委員の選出でございますが、議長に一任願えれば幸いです、いかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、それでは指名させていただきます。

第10回総会議事録署名委員は、19番の菅井太一委員と20番の若井君男委員のお二方からお願いいたします。あわせて、記録は事務局に一任願えれば幸いです、いかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

次に、日程第2の農地法等の規定に基づく報告についてでございます。報告事項は第1号から第4号までございます。全ての報告が終わりましたら皆さんからご質問、ご意見頂戴いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、事務局より報告願います。

【報告第1号～第4号説明】

村山議長 ただいま事務局より報告ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 異議なしということで、ご意見、ご質問ないようでございますので、次に進ませていただきます。

次に、日程第3、議案第1号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」4件出ておりますので、この審議をお願いいたします。

では、事務局、説明願います。

事務局 議案書7ページの議案第1号をご覧ください。今月は、農地法の許可に対する事業計画変更承認申請が4件ございます。許可をした内容に変更が生じた際に農業委員会の総会でご審議いただくものでございます。

【議案第1号、1番～3番朗読】

村山議長 これは私、8番の担当案件でございますので、説明します。

これは、市道稲荷町線の改良に伴い1級河川の中沢川に今、橋を架ける工事ということでやっております。なかなか当初の計画どおり進まずに工事が遅れ遅れできていますが、業者さんに確認したところ、橋については今年の12月で完成させる、通行できるようになるということでございます。その後付随の工事ヤード等を直すのに時間がかかるということで、一時転用ぎりぎりの期間、3年間という一時転用の期間がありますんで、それまで延長させていただきたいというようなことでございました。以上です。

この案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では4番の説明願います。

【議案第1号、4番朗読】

村山議長 では、4番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

14番 3月16日に、申請者に電話で確認いたしました。申請のとおり工期の延長ということで間違いのないという回答を得ております。よろしくお願ひします。

村山議長 では、4番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、議案第1号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」4件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この4件について許可することに決定いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」14件の申請が出ておりますので、この内容につきましてご審議をお願いいたしたいと思ひます。

では、事務局、説明願います。

事務局 議案書8ページの議案第2号をご覧ください。今月の農地法第3条の規定による許可申請は14件でございます。いずれの案件も農地法第3条2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

【議案第2号、21番朗読】

村山議長 では、21番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

1番 3月20日、両者に電話で確認したところ、記載のとおり間違いありませんでした。よろしくお願ひします。

村山議長 21番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では22番、説明願います。

【議案第2号、22番朗読】

村山議長 では、22番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

15番 ただいまの記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願ひします。場所も確認してきました。よろしくお願ひします。

村山議長 22番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では23番、説明願います。

【議案第2号、23番朗読】

村山議長 では、23番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

20番 この案件ですが、場所的に農地の価格が高いんじゃないかと聞きましたら、譲渡人の実家を農地付きでこの値段で売るということで、解体するにもお金がかかるし、せっかく農地を使ってもらえるんだったら、これでいいんじゃないかということこういう案件になったそうです。よろしくお願ひいたします。

村山議長 23番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では24番、説明願います。

【議案第2号、24番朗読】

村山議長 では、24番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

1番 20日の日に両者に電話で確認したところ、記載のとおり間違いはないということでした。よろしくお願ひします。

村山議長 24番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では25番、説明願います。

【議案第2号、25番朗読】

村山議長 では、25番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

2番 譲受人には面談で、譲渡人には電話で確認しました。記載のとおり間違いのないということですので、よろしく願います。

村山議長 25番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では26番、説明願います。

【議案第2号、26番朗読】

村山議長 では、26番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

20番 両者に電話で確認しました。強化法を18条で解約して、3条による契約の見直しということでこういう案件になったそうです。よろしく願います。

村山議長 26番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にならぬようでございますので、では27番、説明願います。

【議案第2号、27番朗読】

村山議長 では、27番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

21番 譲受人、譲渡人には電話で記載内容を確認しました。間違いのないということで、よろしく願います。

村山議長 27番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にならぬようでございますので、では28番、説明願います。

【議案第2号、28番朗読】

村山議長 では、28番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

5番 3月21日、両者に電話で確認をいたしました。この内容どおりということでございます。よろしく願います。

村山議長 28番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では29番の説明願います。

【議案第2号、29番朗読】

村山議長 では、29番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

13番 3月18日、両者に電話にて確認させていただきました。記載内容に間違いありませんでした。譲受人は、謙遜されていましたが、映画監督ということで、大地の芸術祭の折にこちらに来て、野菜作りをしたいということで申請されたものです。以上です。よろしく願います。

村山議長 29番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 異議なしということでございますので、では30番、説明願います。

【議案第2号、30番朗読】

村山議長 この案件は8番、私の担当ですので、説明させていただきます。

これは、場所については西小学校のグラウンドに隣接している辺りなのですが、以前から譲受人が耕作していたところで、今回所有権移転ということになったそうでございます。対価は非常に安いようですが、非常に道路が細くて、緑道にも一応面しているんですが、非常に便の悪いところでございます。以上です。

この案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、次に31番、説明願います。

【議案第2号、31番朗読】

村山議長 では、31番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

19番 22日に両者電話にて確認しました。記載のとおり間違いがないということです。よろしく願います。

村山議長 31番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では32番、説明願います。

【議案第2号、32番朗読】

村山議長 では、32番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

19番 この件も22日に両者電話にて確認しました。記載のとおり間違いありません。よろしく願います。

村山議長 32番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質

問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では33番、説明願います。

【議案第2号、33番朗読】

村山議長 では、33番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

21番 両者電話にて確認いたしました。間違いございませんので、よろしくお願います。

村山議長 33番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では34番、説明願います。

【議案第2号、34番朗読】

村山議長 では、34番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

24番 24日に譲渡人に電話をいたしました。譲受人とはちょっと連絡が取れなかったもんですから、実際に訪問しまして確認をしてきました。記載のとおり間違いがありませんでした。よろしくお願います。

村山議長 34番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」14件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この14件について許可することに決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」2件の申請が出ております。この内容についてご審議をいただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局 12ページの議案第3号をご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は2件でございます。

【議案第3号、7番朗読後、説明】

村山議長 これも8番、私の案件ですので、説明します。この場所は去年暮れにも隣接

地で転用許可が出ていますし、ちょうど私の自宅の隣のところでございますが、今回新築で建てたいということで、このようになったそうでございます。以上でございます。

この案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 異議もないようでございますので、では次に8番、説明願います。

【議案第3号、8番朗読後、説明】

村山議長 この案件も8番の私の担当でございますので説明しますが、これは譲受人が現在住んでいるところの隣の土地でございます。ここに住宅を建築したいということだそうでございます。以上です。

この8番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」2件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この2件について許可することに決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

次に、日程第4、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「十日町市農用地利用集積計画について」でございます。

まず、取り消し願が1件出ておりますので、この内容から審議いただきたいと思っておりますが、この取消申請について説明願います。

事務局 13ページをご覧ください。議案第4号でございます。農用地利用集積計画の取り消し願でございます。これは、1月の総会でご審議いただきました受付番号33番、受け手は浦田の新規就農者で、新規設定案件のうちの1件でございます。この契約につきましては、受け手は当初から新潟県農林公社との一括方式による契約を希望していましたが、受け手の勘違いで強化法による貸借の申請をしてしまい、農林公社との契約と重複してしまったので、この契約を取り消すものでございます。関連案件といたしまして、本日の議案書の37ページの受付番号18番に今回の取消し分と新たな農地を加えたもので一括方式、新規案件として上がってきております。ご審議をお願いいたします。

村山議長 では、この案件について、担当委員、説明願います。

(推) 3 3 番 双方に面談と電話で確認いたしました。譲受人は、ちょっと慣れていなかったもので、このようなことになってしまい申し訳なかったということでした。間違いありませんでしたので、よろしく願いいたします。

村山議長 この取消案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、この取消案件につきましては受け付けるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

では、この後、利用集積計画についてでございますが、新規設定76件と一括方式による設定14件及び再設定58件、計148件についてご審議をお願いいたします。

なお、この案件につきましては、事務局による議案の読み上げは一切行わず、順番に担当委員より確認報告をいただき、最後に一括してご意見、ご質問を頂戴するというやり方で行いたいと思います。

なお、今回、真霜委員の案件がちょっと基盤整備の関係で多数出ておりますので、この案件につきましては一括して担当委員より確認報告いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、事務局、説明願います。

事務局 14ページからご覧ください。今月の農用地利用集積計画についての案件は新規設定が76件、新潟県農林公社との一括方式、新規が14件、再設定58件でございます。今月の案件148件全てが農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明は、新規案件についてのみ行います。新規案件について、会長が推進委員さんを指名しますので、担当地区案件を一括で報告願います。指名を受けました推進委員さんは、ページ番号と受付番号を読み上げてから説明をお願いいたします。

村山議長 では、1番推進委員、確認報告願います。

(推) 1番 私の案件は、20ページの受付番号92番です。両者に電話で確認いたしました。間違いのないことですので、よろしく願いします。

村山議長 次に、2番推進委員お願いします。これは一括でお願いします。

(推) 2番 ページが20ページ、21ページになります。受付番号が94、95、96、97まで

です。

村山議長 30ページまでお願いします。

(推) 2番 取りあえず97までで、こちら双方訪問して、間違いないことを確認いたしました。

次、受付番号98から30ページの受付番号133までです。こちら今回、城之古地域の新開地区というところで圃場整備が行われ、これを機にこの先担い手がなくなることを考えて、城之古農産という会社が立ち上げられました。そこで、この法人と契約した方々が全て載っております。城之古地区内は訪問で確認、東京の方2名は電話で確認しました。以上です。よろしくお願いします。

村山議長 次に、4番推進委員の案件ですが、今朝、私に連絡いただきまして、担当推進委員がインフルエンザにかかって欠席ということで、確認した結果、記載のとおり間違いないという確認報告いただきましたので、報告いたします。19ページ、89番、90番です。

次に、6番推進委員、確認報告お願いします。

(推) 6番 18ページです。受付番号84番、双方に18日に電話で確認しましたが、記載のとおり間違いございませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長 では次に、7番推進委員ですが、今日欠席ということで、9番委員、確認報告願います。

9番 18ページ83番です。これは、譲受人が担当推進委員本人だったので、私のほうで確認をさせていただきました。譲渡人と譲受人双方に電話で確認をいたしました。間違いないので、よろしくお願いいたします。

村山議長 では次に、9番推進委員、今日欠席で、10番推進委員、お願いいたします。

(推) 10番 18ページの86番です。日曜日、9番推進委員から電話があつて、今日来られないので報告してくれと言われたんですが、確認した結果、間違いないということなんで、報告させていただきます。

続けて私の担当なんですけども、30ページ、31ページ、134、135、136の案件なんですけど、電話と訪問して確認した結果、これで間違いないということで報告させていただきます。

村山議長 では次に、11番推進委員、確認報告お願いします。

(推) 11番 16ページ、受付番号78番になります。20日に確認させていただいており、間違いないということでございました。よろしくお願いいたします。

村山議長 次に、12番推進委員、確認報告お願いします。

(推) 12番 ページは15ページの74番、16ページの75番、17ページの81番です。電話と訪問にて確認して、間違いなかったので、よろしくお願ひします。

村山議長 次に、14番推進委員、確認報告お願ひします。

(推) 14番 ページは16ページです。受付番号76ですが、両者に電話で確認いたしました。記載のとおり間違いございませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

村山議長 次に、18番推進委員の担当、今日欠席でございますので、18番委員。

18番 担当推進委員欠席のため、代わりに報告します。

17ページの79番です。担当推進委員から、確認したところ間違いはないということでした。よろしくお願ひします。

村山議長 次に、19番推進委員、確認報告お願ひします。

(推) 19番 15ページの73番の土地です。不整形な土地なんですが、借りる人の倉庫の隣で使いやすいということで、双方で合意してこのように賃貸借したいということで、間違いありませんでした。よろしくお願ひします。

村山議長 次に、20番推進委員、確認報告お願ひします。

(推) 20番 ページが17ページ、80番です。両者に確認いたしました。記載のとおり間違いありませんでしたので、よろしくお願ひします。

村山議長 次に、21番推進委員、確認報告お願ひします。

(推) 21番 4件ありまして、まず1点目、18ページの85番、それから20ページの93番、それから31ページの137番、138番、以上の4件で双方に電話確認した上、確認いたしました。問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

村山議長 次に、25番推進委員、確認報告お願ひします。

(推) 25番 14ページの70番と15ページの71番、これはどちらも譲受人が同じで、70番の譲渡人は譲受人の祖父になります。71番は譲受人の父親です。いずれも電話で確認しまして、間違いはないということでもあります。

そして、めくっていただいて19ページ、87番、88番です。これは譲渡人が同一で、87番は3月18日に電話確認いたしました。記載内容に間違いはないということでありました。88番も同時に確認しまして、間違いはないということでもあります。よろしくお願ひします。

村山議長 次に、26番推進委員、確認報告お願ひします。

1番 担当推進委員はちょっと今日体調が悪くて欠席になりましたので、私が代わりに報告させていただきます。

案件が15ページの72番、それから32ページの139、140、141、142の5件ですが、鈴木委員のほうで全て確認を取ったということで、間違いがないということでした。よろしくお願ひします。

村山議長 では次に、27番推進委員、確認報告願ひします。

4番 担当推進員本人の案件になりますので、私のほうで確認しました。14ページの68番、69番です。3者に確認したところ、記載のとおり間違いありませんでしたので、よろしくお願ひします。

村山議長 次に、31番推進委員、確認報告願ひします。

(推) 31番 17ページの82番です。両者に確認してまいりました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願ひします。

村山議長 次に、32番推進委員は欠席ですので、12番委員、確認報告願ひします。

12番 担当推進委員は今日都合が悪いということで昨日電話をもらって、ページは16ページの77番と20ページの91番です。どちらも電話で確認して、間違いがないという連絡が入っていますので、よろしくお願ひします。

村山議長 次に、33番推進委員、確認報告願ひします。

(推) 33番 14ページの67番、電話で確認いたしました。間違いがないということでしたので、よろしくお願ひします。

村山議長 次に、一括方式になりますが、まず14番推進委員より確認報告願ひします。

(推) 14番 34ページ、8番ですが、両者に確認いたしました。記載のとおり間違いございません。よろしくお願ひいたします。

村山議長 次に、15番推進委員、確認報告願ひします。

(推) 15番 33ページの5番、6番、7番、34から37ページの9番から17番、電話にて確認しました。記載どおり間違いないので、よろしくお願ひします。

村山議長 次に、33番推進委員、確認報告願ひします。

(推) 33番 37ページの18番、先ほどの取消の件のものです。双方に確認したところ、間違いがないそうですので、よろしくお願ひいたします。

村山議長 以上で確認報告、各委員さんからお願ひいたしました。全体につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にご意見、ご質問等ございませんようでございますので、この計画に基づいて利用権の設定について公告いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、日程第5、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」ご審議いただきたいと思ひます。

では、事務局、説明願ひます。

事務局 議案書53ページの議案第5号をご覧ください。農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取についてでございます。向かって左側に農林課からの意見聴取についてを掲載しております。右側にはそれに対する農業委員会の意見を掲載しております。

54ページをご覧ください。今回意見を求められている計画案は8件でございます。右端の備考欄に記載されている日付の総会で新潟県農林公社との一括方式による新規案件として許可された案件でございます。今回借受者の変更による権利の移転ということで、借受者氏名欄に記載された方が新たな耕作者となります。

53ページに戻っていただきまして、右側でございます。今回の借受者変更に対する農業委員会の意見につきまして、下のほう、意見1番の土地の効率的かつ総合的な利用を図る観点から異議ないものと認めますとして農林課に回答したいと思います。ご審議をお願いいたします。

村山議長 ただいま事務局より説明ございましたが、これにつきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、改めてお諮りいたします。

農用地利用集積等促進計画案に対しまして、異議なしで回答いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

それでは、一応議案につきましては全て終了いたしましたので、これをもって第10回総会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。